

秋田市告示第215号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和4年8月19日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
提 箸 隆一郎	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 (追加)
遠 藤 天太郎	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻いん こう科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害
山 崎 晃 汰	秋田赤十字病院	消化器内 科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
高 橋 智 和	医療法人栄山会 山王胃腸科	外科	肢体不自由 (追加) 心臓機能障害 (追加) じん臓機能障害 (追加) 呼吸器機能障害 (追加) ぼうこう又は直腸機能障害 (追加) 小腸機能障害 (追加) 肝臓機能障害